

## 告示

### 埼玉県告示第千三百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク戸田氷川町店

埼玉県戸田市氷川町二丁目一番八号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 騒音・振動等の対策について

本施設は、住宅と隣接していることから次について、十分な配慮対策を行っていただきたい。

ア 店外に音楽、BGM、アナウンス等は行わないこと。

イ 荷捌き場所について、トラックのバック音は止めること。また荷捌き待ちの車両はアイドリングストップとし、エンジンを切ること。

搬入時間は、午前八時から午後八時までとすること。また隣接地との間に十分な高さを持った防音壁を設置すること。（隣接住民と高さ、構造について十分調整すること）

荷捌きはなるべく騒音、振動を少なくするように丁寧に行うこと。またその旨を記載した看板を荷捌き場所に設置すること。

搬入業者に騒音、振動について近隣に配慮するよう指導行うこと。

ウ 店舗に使用する空調関連の室外機が施設屋上の隣接住宅地近傍に配置されているが、これは大問題。住宅がない東側に配置変更していただきたい。なお遠方まで影響がある低周波騒音の想定がないのは、問題がある。

東側に配置換えが出来ない場合、騒音防止のための防音対策の囲い等を設けていただきたい。

エ 店舗調理のための換気口などの施設については、臭いや煙など近隣住民の迷惑にならないように設置位置や能力について十分配慮すること。

オ 店舗外の駐車場については、近隣の迷惑にならないように深夜、早朝の騒音に注意するよう、看板設置及びガードマンによる見回りなど行うこと。

(2) 交通安全対策について

本場所は、小学生、中学生の通学路となっているため十分な安全対策を行っていただきたい。

ア 店舗南側道路からの右折の侵入は事故誘発や渋滞の原因になることから、絶対に禁止とすること。

なお、その旨を記載した看板を設置すること。また開店から閉店まで、入り口付近にガードマンを必ず配置すること。

イ 配送トラックを路上に待機させないこと。待機待ちにならないように時間を決めて搬入すること。

ウ 付近の道路は通学路になっているため、配送トラックおよび社員及び一般客の車について、十分に徐行安全運転して走行するように指導・看板等を設置すること。

エ 一般客の路上駐車については、絶対に行わないよう対策・指導していただきたい。

(3) 周辺環境について  
ゴミのポイ捨て、自転車放置、粗大ごみの不法投棄などが多くなる可能性があるため、周辺道路について週に数回清掃を行っていただきたい。

(4) その他  
ア 住民対応窓口について

騒音、交通問題など実際は開店してみないと分からないことも多いと考える。開店後も地域住民の意見を受け付ける窓口を設け、その旨、周知・対応していただきたい。

イ 建物建設時について

工事の時間については午前八時から午後五時までとすること。日曜・祝日は工事を行わないこと。

路上駐車を行わないこと。工事車両の不要なアイドリングは行わないようにすること。

ガードマンを配置していただきたい。

騒音、振動等について防音シートや壁を設置し、近隣に十分配慮すること。また住民からの申し入れについては、誠意をもって対応すること。

週間工程表を近隣住民に配布して工事内容の周知を行う事。

住民対応の窓口となる責任者を明示し、常時連絡可能にすること。

## 二 縦覧期間

令和二年十二月四日から令和三年一月四日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課  
埼玉県南部地域振興センター